

小型船も検査が必要です 今年は在来船検査の最終期限

船舶安全法により、十二メートル未満のモーターボート、つり舟などの小型船舶は検査（船検）を受けないと使うことができなくなりました。今年度は、在来船の検査の指定された最終期限になっています。まだ受けていない方は必ず受検してください。船検を受けないで航行すると一年以下の徴役か、三十万円以下の罰金刑等の罰則がかかります。船検は船のある場所で行われます。また、正常に運転できるものであれば、救命具等の必要設備さえ揃っていれば

心配されることはありません。受検手続きは、申請書に所定の手数料をそえて申込めばよろしいのです。申請書は機構の支所、協力会員、漁協、マリナー等にあり、漁船でも漁業以外に使用する場合は、つり舟はもちろん交通船あるいは親戚、友人等のレジャーその他自家用に使用する場合は年一回でも検査が必要です。詳しくは、千葉市長洲二ノ七一 一九布施ビル、電話千葉(04)二八八八か四五八〇日本小型船舶検査機構千葉支所へおたずね下さい。

我が国で六百年前に酒税が消費世界一はフランス

ビールの味が一段とさえる季節となりました。一日の仕事を終えて、疲れきった体を休ませるのにグラスや盃を傾けることも、また一つのすばらしい方法であるのかもしれません。

「酒は楽しきときの友ともなれば、悲しきときの母ともなれ」と言われます。人間は酒の中に人生を感じ、真理を発見してきました。そこで今回は「酒」についていろいろとふれてみましょう。

世界で一番酒を飲む国はフランスで二番目がスペイン、続いてイタリア、ポルトガルの順になっており日本は三〇番ですが、ウォッカを飲むソビエト連邦よりは上位になっています。我が国のうち酒を一番多く飲む県はどこかというところ、酒全体で比較すると（一人当たり）、一位東京都（ビール、ウイスキーが抜群）、二位大阪府（ビールが抜群）、三位山口県となっています。

皆さんはお酒を飲むときに税金を意識して飲む人はいないと思いますが、酒に「酒税」がかかっていることは、既にご存知のことと思います。

酒税の課税方式としては、①酒類の製造場から移出し、又は保税地域から引取る酒類の数量に応じ一定の金額の税率を適用して酒税をかける、いわゆる従量課税方式と、②酒類の製造場から移出し、又は保税地域から引取る当該酒類の価格に応じ、一定の割合の税率

を適用して酒税をかける従価課税方式とを併用しています。実際に課税する場合には、一定の金額を超える特定の酒類（簡単にいえば高級酒）に対しては従価課税方式を、それ以外の酒類に対しては従量課税方式がとられています。ちなみに、清酒（特級一・八リットル詰）の場合、生産者価格が千三百四十九円以上のものに対しては、従価課税方式がとられます。また一方従量課税方式の場合、例えばビール（大ビン）一本に対して

は約八十二円の酒税がかかっています。

ところで我が国の場合、いつの時代から酒に税金がかけられたかといいますが、それにはいろいろ説があるようですが、約六百年程前の足利義満の時代から、酒屋の壺別に二百文かけたのが初めとされています。

また、今年の国の一般会計予算では、一兆七百十億円（四、四パーセント）の酒税が見込まれています。

年金相談コーナー

〔問〕通算老齢年金のあらましを教えてください。

〔答〕わが国の年金制度には、国民年金のほかに厚生年金など七種の公的年金があつて、国民のだれもが、どれかの年金制度によつて、人生の事故を保障される「国民皆年金」の体制ができあがつているわけです。

しかし、これらは自営業者を対象とする国民年金や、職域ごとの被用者年金が分立する形なので、生涯にいくつかの職業を移った人のうちには、全部の公的年金制度の加入期間を通算すれば、年金をうけられるのに、個々の制度の加入期間だけでは、どの制度からも老齢（退職）年

金を支給されない結果になる、お気の毒な人もでてきます。こうした「掛け捨て」を防ぐために、その人の移った制度の加入期間を合計して、一定の年数になれば、それぞれの制度から加入期間に応じた年金を受けられるようにしたのがこの通算老齢年金という制度なのです。

通算老齢年金は、昭和三十六年四月に拠出制の国民年金制度ができたときに作られました。国民年金から支給される通算老齢年金は、次の三つの要件のすべてを満しているときに受けられます。

(1)国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間の合計が一年

(2)六十歳以上であること。

(3)公的年金の加入期間などが、つぎのどれか一つにあてはまっていること。

①通算対象期間を合算して二十五年以上あること。②国民年金以外の公的年金の通算対象期間を合算して二十年以上あること。③いずれか一つの公的年金についての通算対象期間が、その制度から支給される老齢年金または退職年金を受けるのに必要な加入年数以上であること。④ほかの公的年金制度から老齢年金または退職金を受けることができるか、または恩給制度などから退職を支給理由とする年金を受けられること。